

昭和9年9月29日
華族会館に於て
高橋是清閣下講演
特許局の思出（要旨）
特許法施行50年記念会

特許局の思出

本年は、我が国特許局の創立より50年目になり、且つ丁度この秋、新庁舎の建築も出来上がり引き移られたるに付き、旁々（ほうほう）ここに記念会を設けて、特許制度の過去を回顧すると同時に将来の振興に資するため様々の趣向を企てられたるに付き、私が特許局の創業より主任者として関係したこと故、この際何か昔の思い出話をするようにとのお勧めに与（あずか）りまして、誠に光栄の次第であるから欣然御承諾申し上げた次第であります。

さて、昔話を致そうとしますと私の記憶は全く不十分ですから、私の手許に古い書類が残っているのを思い出し引き出してみましたところ、なにしろ50年も前に風呂敷包や籠の中に入れてままになっておったのですから、大分虫の喰った所もあり、且つその当時の他の色々な種類の書類と入れ混ざってそのままになっているのでありますから、人手を借りて整理する訳に行かず、自ら仕訳をするより方法がないので、この40日間ばかり、暇があれば自分の身体の許す限り、全部の書類を広げてみる訳には到底いかぬから、商標や発明に沢山関係のあると思われるようなものをその中から選り分けて、それを読んで昔話をする材料を得たのであります。

発明を保護する目的を以て政府が始めて法律を設けたのは、明治4年の4月7日を以て布告になった専売略規則というものである。これが始めて我が政府のために設けられた法令であるが、遂に未だ実行を見ずして、翌明治5年の第105号布告を以て廃止された。唯、これを廃される時に第105号布告の終に、今後発明や工夫の合った時分にはこれが届出を地方官をして工部省に為さしむるに止まり、専売免許というものには関係を有（も）たない事になったのであります。

明治12年頃になって、政府部内においても漸く発明保護の必要を説く者が現われ、明治13年の5月頃には、時の大蔵権少書記官であった神鞭知常氏が、新型専用免許—今でいうと意匠—並びに新発明専用免許の2つの条例を立案されまして、これを大蔵省の省議にのせた事がある。また、次いで元老院においても、箕作議官などが発明専売規則案なるものを作られ、これを建議して同僚の議官などに配布した事があります。神鞭氏の案も箕作氏の案も、共に簡易を主とし、フランスで行われたる如き無審査主義を採ったものである。即ち政府で審査をしないのであります。

今日の特許局の前身ともいふべきものは、明治17年6月に農商務省工務局の附属とし

て設けられた商標登録所及びその翌年即ち明治18年4月に設けられた工務局附属の専売特許所、この2か所であります。而してこの2か所は明治19年2月の官制改正の際に廃されて、新たに農商務省に専売特許局という一局を設けられ、2か所の事務所を合併して掌管せしむることとなったのであります。

斯様(かよう)な訳ですから、順序として先ず商標条例について昔話を致そうと思いません。

書類によってみますと、明治8年の頃、内務省の勸商局において、通商貿易の発達に伴って商標保護の必要を感じ、外国の法規の取調べなども為されて、明治8年12月6日に、時の内務省の官吏鳴門、中橋両氏が米国人フルベッキ先生を訪ねて、英国と米国の商標条例の中にかねて疑義を懐いておった条項について質問をした時の、その質問に対する応答の報告書が私の手許に存在している。このころの勸商局長は河瀬秀治さんで、その調べをする主任は当時一等属であった神鞭知常氏である。これ等の書類によってみると、商標の取調べについてその係員が当時如何に努力したものであるかという事を窺い得るのであります。明治11年10月に至って、内務省の省議が一応取り纏まり、商標条例の成文が出来ました。しかし内務省ばかりでもいかない。なお民間実際の便否について調べなければならぬ。それには東京商法会議所の意見を徴するの要ありとして、この内務省で一応出来上がった商標条例案を同会議所に下げて諮問されました。

東京商法会議所では早速臨時会を数回開いて審議しました。この時の会頭は渋沢栄一氏で、この会議に出席した議員は大倉喜八郎、成島柳北、福地源一郎、中山譲治、益田孝、朝吹英二、松本傳蔵、清水卯三郎、津田仙、岸田吟香、井關盛良、平野富次等の諸氏で、梅浦精一氏が書記で、政府からは神鞭知常氏が番外一番として出席しております。

かくして東京商法会議所は明治12年の3月に勸商局へ答申をしたのでありますが、何といってもまだこの時代には往々にして我が国古来の暖簾印、家紋一家々の紋一貼紙等を混同視して商標の真の意義を解する者が少なかった。その結果、同会議所の復申は、政府案の如きものを実施されては煩に堪えない。実際に甚だ不適當にしてこの様な案は寧ろ尚早なりという意味の複申であった。

その後、商標条例取調の事務は、内務省から大蔵省の商務局に移され、商務局において調査を続け、明治12年の5月に更に大阪商法会議所に条例案を下げて諮問されました。この時の大阪商法会議所の会頭は五代友厚さんであった。而してその翌年即ち明治13年6月に至って、大阪商法会議所は政府案に二、三の修正意見を付し、速めにこれが実施を望む旨を答申した。

大蔵省においては、一等属山本五郎氏が、一確かこれは案を調べる局がありこの局の主任となって、数回会議を開いて審議した。その当時の会議に与った人々は戸田秋成、石橋重朝、有島武、立田革等の書記官である。かくして商標条例並びに商標登録願手続規則及び布告案を議定して、明治14年2月に佐野大蔵卿より三条太政大臣に上申されました。これが太政官へ出た最初の案で、内務省において商標条例の取調べに着手してから6ヶ年

を経て漸く正式に太政官に上申する事を得たのであります。

然るに僅か2ヶ月後の明治14年4月に、農商務省が新設されて、商標及び発明専売の政務は農商務省の所管となり、その主管は工務局が主管するところとなり、初代の農商務卿河野敏鎌さんが同年5月9日に太政官へ上申して、さきに佐野大蔵卿の上申したる商標条例及びその附随書類の下渡しを請求して、これを更に農商務省において取り調べることになった。

主管の工務局においては、その調査課に早速係員を定め、大蔵省から太政官へ出した案を原案として先ず会議を開いた。一方、民間においてもこの頃になると商標条例の必要の説が唱えられ、東京商法会議所自ら商標条例草案を作って政府に建議した。この時分には輸出品の商標、輸入品の商標を内国人、外国人互いにまねていかぬという苦情があった。よって工務局においては従来の内務、大蔵で調査した書類や各国の法規などは勿論建議案等も参考して案を練り、数回の省議を経て、成案を得たのは明治15年である。それより太政官へ上申する手続きを運び、次いで元老院の議決を経ていよいよ発布になったのは明治17年6月で同年10月1日より施行することとなった。

内務省及び大蔵省で取り調べた立案によって見ると、商標条例の事務は原案者の局内の事務として取扱う体裁であって、商標事務のために新たに役所を設くる迄には進んでおらなかった。然るに今度農商務省において、特別の役所が必要であるという見地から商標条例の案を立てたので、商標条例が発布になると同時に商標登録所と名付くる新規の事務所が設けられた。幸いその当時の農商務省の敷地内に空地があったので、そこに応急の新庁舎を建築し条例施行の日即ち10月1日迄に竣工した訳である。

さて、いよいよ条例を実行してみると、商標登録の出願数は意外に多数に上り、僅か三ヶ月経たぬ中に670余件に及びました。その出願した商標について調べていくと、その中には古くから用いられてきた純然たる商標もある事が事実について判明して来た。中には200年以上にも亘って習慣上専用され来たった商標も少なからずあることが発見された。然るに、現条例では、これ等を保護し得ない欠点のある事も判(はつき)りと分かったので、条例施行後まだ僅かの日数を経たばかりであったがここに条例改正の必要が充分認められて、最も簡易な方法として条例の附則に追加をすれば良いという事になって、明治17年の末に太政官へ条例附則に追加の件を上申することになった。これは参事院においても皆様がよく了解して、明治18年1月の参事院の初会議において、明治帝御臨御の席上で全会一致を以て可決された。これは余事に亘るが、その頃毎年参議院の本会議は、初会議に陛下の御臨御を賜る事になっておったので、そこで議官等が集まって、御臨御になるのだからあまり議論がなく全会一致で可決されるようなものを選ぶがよい、それにはこの商標条例の追加案がよいという事で明治18年の初会議に付議せられたのである。可決されると直ちに布告され、ここに始めて未だ条例のなかった昔から日本に存在している商標に商標条例の保護が完全に及ぶ事になった訳である。その古い商標とは、例えば、酢における「丸勘」あるいは醤油における「山サ」「亀甲萬」の如きであって、ことに「丸勘」

「山サ」の如き商標はその当時調べてみても200年以上も同業者の間において専用商標として立派に存在して来て、誰も徳義上真似ない。故に、「丸勘」「山サ」「亀甲萬」と言えば、何処の誰が製造したものであるという信用が在ったものである。ところで、酒の正宗も本家だといって出願してきたが、これは「丸勘」「山サ」「亀甲萬」のような訳にはいかない。というのは、方々の酒屋について実際に調べてみると、何処の小売屋にも正宗という酒がある。それは「正宗」なる酒を醸造元より仕入れてその正物を商うているかというところではなくて、その酒屋で最上級の酒を「正宗」と称して売っているのである。即ち正宗とは商標の性質は失われて最上等酒という意味のものになったのであるから、「正宗」は登録が出来なかった。正宗に附属物をつけて従って菊正宗とか桜正宗という登録商標が出来た訳である。なお明治18年の参事院の初会議の時、陛下が御臨御になるから君は主査の席で余程上手に案の説明をしなくてははいけないよと、安場議官なぞの老人連中が親切に注意してくれたので、「丸勘」だの「山サ」だのという古い商標を西内紙（にしのうちがみ）に大きく書いたものを持って出て、それを一々両手に支えて説明をしたので、その私の恰好が可笑しかったとてあとで笑話になっておった。

先ず、商標条例の話に関してはこの辺で止めておきます。

これより、発明保護の制度に関しその大体の経緯についてお話を致します。

発明保護に関しては明治4年に略規制が公布されて翌年廃され、また、明治13年頃に至って、大蔵省や元老院においてもその法制の調査があった事は前に申し述べた如くである。また、大阪商法会議所の如きは、さきに商標条例の諮問を受けて明治13年6月に為したるその答申の中に、速やかに発明保護の実施を希望する意見を併せ述べている。これ等によってみても、この数年間に時勢の変遷に伴って商標や発明の事に関する世間の考えが追々と進みつつあった事が察せられる。

農商務省においては商標条例の取調べに次いで発明保護の法制について私がやはり主任者となって取調べに着手した。先ず手始めとして外国の法規を稽查し、本邦の状態に照らしてこの程度が適当であろうと思考した事例を列举して、「大日本帝国特許条例議案心得」と名付けるものを作って各掛員に配布し、先ずこれを一つの議題として調査会を開いた。これを議題として話さぬと掛員の中にも外国の事を知らない人があったからである。それは明治14年の10月の事である。その後引続き今度は工務局全体でしばしば審議を凝らして一つの案を作成し、これを農商務省の省議に付した。明治16年の3月から5月に至るまで省議が数回開かれて、先ずその第一読会が済み、次いで第二読会まで済んだ。この省議に与った人々は品川農務大輔、武井山林局長、塚原管船局長、富田工務局長、宮島庶務局長、岩山権大書記官、鈴木権大書記官、石原権少書記官、松野権少書記官、五月女権少書記官、御用掛河上謹一等の諸氏と原案者の私とであった。

さて、省議も済んで、これからは太政官へ上申する手続さえ取れば良いのだと思って、私は大いに勇んでおった。然るに、計らずも省議の済んだ直後で、農、商、工の三局長よ

り、外国輸入品について特許条例実施に対する利害に関し異議の申立あり、農商務の卿、輔に意見を提出して高裁を仰ぐことになった。而してその理由を摘んで申せば、専売特許は本邦人の特徴たる模造偽作の自由を阻壓する、従って国内の製造業の促進を妨げ、これがために被る国家の不利益は言うべからざるものがある。その事は外国に関する故、一応外務当局者をして外国の了解を求めしむる必要があるというような論旨であった。これは私の少しも予想しておらなかったことである。しかも強硬にこれを主張された。

私は斯様な異論が内輪より起こっては誠に困ると思ったので、先ず口頭を以て三局長に、決してその憂慮には及ばぬという理由を段々説いてみた。中には了解された局長もあったが、中々埒が明かないから、私は別に5月24日に意見書を認めて品川大輔に差し出したところ、大輔は早速これを富田局長に下渡して、速やかに省内の議論を纏めるようにと下命された。そこで富田局長は、御自分では既に私の説明で大体了解しておったので異存はないが、他の局には異論者が随分あるというので、私の意見書の写しを拵（こしら）えて各関係者に配布し、何日までという日を限定して各自の意見を求められたのであります。

斯様な事が生じたため、更に省内で審議を重ねた末、翌明治17年2月18日を以て始めて発明専売特許条例草案を西郷農商務卿より三条太政大臣へ上申する事になった。そして、この上申書類は制度取調局において先ず審議する事になった。その制度取調局の時の長官は伊藤博文公、取調べの主任者は牧野伸顯氏（今の内大臣）であった。

制度取調局においては、農商務省の草案を賛助し、なお進んで特許院の組織を条例の中に掲げ、而して、この官衛の如きは特種の学術と練磨を要するものなれば、特に組織を強固にする必要がある趣旨を以て修正を加えられ、且つまた伊藤長官は、本法の如きは、我が国において初めて施行するもので余程むずかしい試験じみた様な仕事であるから、主任者を海外に派遣してよく実地を観察せしむるよう致したき旨の意見を付せられ、書類は太政官より農商務省に下げ渡された。

農商務省においては、制度取調局の意見は当さに然るべきところなりとして、修正案について更に調査審議したけれども、何分我が国未曾有の政務にして初めよりあまり始めからこれが完全を望まぬ方がよからうというので別案を作り、明治17年12月6日再びこれを太政官に上申した。

太政官はこれを参事院に下付し、而して参事院内務部において取り調べることになった。内務部の議官補であった久保田貫一氏が主査を命ぜられ、私もまた明治18年1月14日に参事院外議官補兼務を命ぜられて、内務部の会議にも出席し、主査その他とも意見の交換を行い、務めて簡易な手続がよいというので、協定した上円満に修正を加えて、これを参事院の本会議に上程する事迄に運んだ。

然るに参事院議官中にも、またその他の部内の議官補の方々の中にも、この専売特許条例については異議を懐いている者が随分あって、本会議に安心して上程する迄には進捗せず、よしんば急いで上程しても相当長引く懸念が充分にあるというので上程するには至りませんでした。

しかし、ここに幸いな事があった。久しく海外に在って公使を勤めておられた森有礼さんが、その頃帰朝されて、先ず文部省の御用掛となり、参事院の議官に補せられた。私は明治2年の初めに森先生の書生であった等の関係からごく親しい間柄であるが、森先生が永らく海外に勤務されておったので多年御面会の機を得なかった。然るに、今回帰朝されたので、早速訪問して久々で御面会をしたところ、今は何をしているかと問われたから、先ず農商務省において商標と発明特許の法制について努力している事を概略話し、且つ専売特許条例が目下参議院に廻って未だ本会議に上らずにあり、参事院内にも中々異論があって捗々（はかばか）しく進めない模様で、自分は甚だ困却しているという事を話したところ、それは良い事を君はしてくれたと2、3度繰返し言われて、よし、俺はまだ参事院の会議に出た事はないけれども、お前の出した案が議題に上った時には必ず俺が出席して、案が早く通過するように意見を述べてやろうと言われた。その時私は百万の味方を得た心地がして一安心した訳である。今でも、あの時の事を思い出すと何だか有難い感じが起きます。

今私の手許にある書類の中に、森先生がその時議場で言わんとする事の心覚えを文部省の罫紙に書かせた書付が残っている。しかし、当日議席では私も出席しておったがその書付の通りには言われず、極めて簡単に述べられた。その述べられた趣意は、この法は、我が国未曾有の新案にして而も国民の利益を生ずるためには甚だ必要なものである。而してこれは試験的のものであって余程むずかしいものである。けれども、ここに実行の任に当るという責任者がある以上は、先ずこれにやらせてみるがよいではないか、今此処でお互いが議論してみたところで暖簾に腕押しをするようなものであるという意味を簡単ではあったけれども強く説かれた。斯様な訳で存外早く審議が進められて議了するに至り、明治18年3月9日に太政大臣から佐野元老院議長に宛て該条例議定のため、案を元老院に回付された。

この時私は内閣員を仰せ付けられて元老院の議事に出席する事となり、また元老院においては議案全部の付託委員を設けて審議する事となった。而してその委員は大鳥圭介、三浦安、箕作麟祥、由利公正、太給恒の五議官で、早速委員会を開き数回審議の末、明治18年3月25日委員の修正案が出来て議長に報告された。ここに私が非常に感激した事は、既に述べた通り、これより前に箕作麟祥さんが主となってフランス式に依って専売免許規則という案を拵えて配布された。故に、農商務省の採った審査主義には、定めし反対されるだろうと思って心配しておったのが、ごく淡泊に「俺の案よりは君の案の方がよいよ」と言われたので大いに感激した次第である。議長に報告になって、その翌4月に専売特許条例は発布されるに至った。これと同時に、商標登録所と同様、工務局の附属として専売特許所が新設され、私とその所長兼務を命ぜられた。

さきに伊藤制度取調局長官がその意見として、主任者を海外に派遣して実視せしむる必要があるという事を言われたのだが、それに基因して、明治18年11月16日太政官より専売、商標保護に関する現法実施のため欧米各国へ差し遣わさる旨の命を蒙り、翌17

年に西郷農商務卿より更に調査の項目を私に達せられた。その項目は10カ条あるが、ここに挙げる事は省略する。

私は11月23日に出発して先ず米国に渡航し、直ちにワシントンに赴いて、九鬼公使によって米国内務省に紹介され、内務卿は私の特許院長に紹介し、院長は書記長に、また、書記長は各部長に私を紹介し、且つ、懇切に私の取調上最善の便宜を与うべき旨を上司の命令として伝えてくれた。

私は、休日の外は、毎日午前10時より正午まで、午後は2時より4時まで特許院に入りした。特許院では午前中は何人でも自由に入出入りが出来るが、午後からは特許弁理士というような特許院の事務に始終関係ある者の外は出入りを許さない。斯様な関係のある人には入院札（日本でいえば門鑑）を渡す。私にもその札をくれた。私は書記長ドリー氏の最も親切なる指導のもとに、先ず院の組織、事務取扱の順序方法、発明審査の方法、帳簿の種類別及びその用法等各部及び各課について、部長、課長及び男女の書記生について、具（つぶ）さに實際を習得した。特許院の書記生は男よりも女の方が多い様に見うけた。どうも婦人について何か聞くという事が中々むずかしい。婦人の所に行って聞こうとすると「お前ダンスをするか」と聞かれる。ワシントンの下宿屋の女将に、「特許院の婦人連に物を聞くにはダンスでもしなくては駄目なのか知らん」と話した。「そりゃそうだろう。ワシントンにダンシング・スクールがある」と聞いたので早速そこに行ってみると、老人夫婦と娘が一人いる。「私にダンスが出来るだろうか」と聞くと、案外向こうは、「お前さん歩けるか」、「勿論歩ける」、「歩けるならダンスは出来る」というので、それから毎日、特許院に出る前に一時間乃至一時間半ずつ学校に行き、夫婦や娘さんについてダンスを教わった。私は年来音楽の素養がないから調子が分からない。今でも私は分からぬ。けれども一生懸命やったので、どうやら婦人と交際が出来る程度にダンスは進んだ。なお、特許院に勤めている婦人でその学校に来ている人もあって、婦人とも段々懇意になった。斯様な訳で、取調べは充分に出来、細かな仕事の仕方から用紙や帳簿の使い方迄すっかり教わることが出来た。なお、書記長に頼んで、種々書類の書式、各種帳簿の見本、図書の保管箱（抽斗のついた）なぞの雛型が欲しいといったら、書記長が親切に拵えてくれて、これを譲り受けた。最後に、特許院で刊行するガゼットや判決録その他同院で民間に払い下げるため石版摺りにする発明の明細書及び図面、これ等は、何れも我が特許局の審査及び事務上の参考として必要なものであるから、既往に遡って少なくとも5か年前の分から手に入れ且つ今後新たに出版する都度日本に送るようにして貰いたいという考えを起こして、これ等を集めるに要する費用を試みに段々積算したところ、少なくとも米貨3千ドルを毎年要する。これでは今我が本省へ申し出てもとても許されないのは自明の事である。しかし、これ等がなくては審査の資料が全然ないのだから、何かと無代償で目的を達する工夫はないものかと考え、何しろありのまま話をしたらよかろうと思い、自分の要望を先ず書記長に遠慮なく話してみたところ、それは部数の多少には構わないから、日本の特許局の方からも同様の印刷物を当方に寄贈してくれれば、交換という名義で当方の分はお望み通

り無償で差し上げようと言われた。これに対して私は、我が国の特許法の実施は日なお浅く、仰せの如き印刷物も整っておらず、これから自分が日本に帰って大体米国特許院を手本として一切改正する考えであるから、その上でなければ当方においては交換を実行する事が出来ない旨を答えると、書記長は早速、院長のモンゴメリー氏と協議してくれて、その結果、私の意見を容れ、他日日本からも送付するという条件で、米国よりは私の申入れの通り早速既往5か年分の書類と今度は印刷の度に送るよう取り計らう事になったという答を得た。そして、私がまだワシントンに滞在している間に、院長からその掛員に向って、既往5か年分及び今後印刷する毎に一部ずつ図書を日本東京農商務省専売特許局長宛に送付すべき旨の公式の達が出たという事を聞いて、大いに安心すると共に、これに乗じて英・仏・独においてもこの手で図書の送付を受けるよう努力しなければならないとこの時決心した次第である。

4月に至って、ワシントンにおける用事は完了した。そこで私は、ワシントンの特許院で色々聞いただけは気が済まない、米国の特許法や特許院の取扱などについて民間であるいは非難などもないとは限らぬ、これは1つ民間の人々と、米国特許制度に関し民間における可否の意見を聞く必要があると思つて、今度はニューヨーク・ボストン・フィラデルフィア等の都会に出て、予ねてワシントン滞在中に特許院で懇意になった有名な特許弁理士や法律家を訪問して彼等の腹臍なき意見を叩き、殊に特許弁理士の事務所を2、3訪ねて、その業務を取り扱う順序方法を調べ、事務所付属の参考図書室の有様等に至るまで残りなく研究して参考資料とすることにした。

私が米国で斯様に調査している間に、本邦においては彼の有名な明治18年暮れの大改革が行われて、太政大臣は総理大臣、各省の卿、輔は大臣、次官と改まり、引き続いて局課の廃合や官吏の罷免、減俸等が断行され、それがため官界でも民間でも経済上及び思想上少なからず騒がしくなったとの報道を本国より文通によって承知したのであります。

この大改革によって各省の局々には、奏任事務官は2人に限るという事になった。したがって、局長と次長の外は奏任の事務官を置く事が出来なくなった。そこで商標登録所と専売特許所を持つておった工務局としては、殆ど動きがつかぬ事になってしまったため、富田局長は大変に心配されて上司に向って懇々実際の事状を説明した結果、18年12月24日の改革で、工務局に専売特許所及び商標課を置くと一旦改定せられたものを局長等の尽力に依つて翌19年2月16日更に改めてこれを一纏めにして特許局という一局を新たに農商務省の中に設くる事になったのである。元来彼の改革は経費節約が目的の1つであったのだから新たに一局を増設するという事は容易でなかったに違いない。したがって、富田局長が如何に苦心努力せられたかも察せられる。かくして新設された特許局の最初の局長に私、次長に高峰讓吉氏が任命された。それから1、2日して私が次長になって高峰氏が技師になったが、これはその時官等の関係か何かでそうなのであらうと思われませぬ。

私は、米国の視察を終わつて4月末ロンドンに行った。ロンドンでは旧友園田孝吉君が

領事を勤めておって、既に永くロンドンに在って交際も至って広い。段々聞いてみると、英国人に対しては公使よりも却って領事の方が知人が多く中々人望があった。私は、英国では公私共に園田君の非常な世話になり、特許局の書類を得る事などについても非常に便宜を得た。例えば、斯様な事があった。英国特許局の局長の秘書官ウェブに会って、貴方の方の印刷図書と日本が将来印刷するものと交換して貰いたいと話したところ、それは公使から外務省に先ず言ってくれ、外務省から商務省（ボード・オブ・トレイド）に言ってくる。商務省の中に特許局があるのだから、そういう順序を経て来ればそんなことは何でもないと言われたので、時の駐英公使河瀬眞孝さんにその事を頼みに行くと、河瀬公使は、それは出来ない、従来そういう事があって困った、だからこれからは売物にあるものを英国政府に向かって無代でくれろなどという事は公使館としては取り次がぬ旨を外務省に通告してあると拒絶された。はたと困って園田君にその話をすると、俺でよければ行って言ってみようかの事に、また秘書官に会って段々聞いてみると、秘書官も上の人に聞いたのでしょ。領事でもよいという返事を得た。それから園田君が行って話してくれたところ、宜しいという事になった。即ち、外務省を経ずして園田君が領事の資格で直接特許局に話してくれたのでその事が纏まった。

さて、発明保護の制度万端について既に米国において習得した眼からみると、イギリスに行ってもフランスに行ってもドイツに行っても、これ等の制度及び事務の扱い方について新たに学ぶべき点は更でない。いわば故習が常習となっているに過ぎない。例えば、帳簿の作り方なども、アメリカでは一冊の大辞典の如くに作り、発明の事を調べるにも発明品の索引が毎年出来るようになっており、帳簿の新工夫はやはり意匠であるから特許院に勤めている人達が名案を案出すると、それが意匠条例に依って保護される、特許院はこれを使って報酬を与える、だから索引の作り方でも帳簿の作り方でも常に改良されなるべく見易く且つ時を費やさずに整理し得るよという目的で出来ている。然るにイギリスに行ってみると、発明者の姓名の頭字の順に依りて多数の帳簿が書棚に並べてあるという仕末で、その不便な事は夥しい。教えてやりたいような気がした位である。だから事務についてあまり研究する必要もなかったから、法律その他の関係で自分が聞きたいと思う事を一ツ書にして、秘書官に頼んで答えを書いて貰ったが、英国の取調べはそんな事で済む位のものであった。而して特許発明の明細書及び図面等の印刷物交換に付いては、前に申した如く園田領事の尽力により目的を達する事が出来た。

明治18年の官制改革の結果農商務省においては、谷千城さんが最初の大臣になられたのであるが、谷さんは大臣になると直ちに欧州巡回を命ぜられた。また、前農商務大輔の品川さんは、駐独全権公使を命ぜられた。谷農商務大臣の一行と品川全権公使の一行は、明治19年の2月13日に横浜を出帆してインド洋を経てヨーロッパに来るという報告に接した。谷さんは、途中で回り道をされて遅れてくるようになり、品川公使の方が先に直接ベルリンに来られた。私はベルリンに行って先ず公使及び行使の一行に会って、官制大改革の内容からその当時のあり様などを聞く事を得た。そして品川さんは、お前は視察が

済んだらなるべく急いで帰朝するがよいと勧められた。暫くして私は、既にフランスもドイツも大体取り調べて欧州の視察は済んだから帰朝する事にして、早速ロンドンに引上げた。ロンドンからインド洋を経て横浜に入港したのが明治19年の11月であった。

横浜から新橋に着くと、農商務省の杉山会計局長が馬車に乗って迎えに来ておって、これから直ちに本省と一緒に行けという事で、行く途中で馬車の中で話を聞くと、差し当たった問題は、農商務省の局々で持っておった地面の不用なものを払い下げて8万円出来たが、その金の中2万円を工務局と専売特許所の両方の用に充てられ、余りは他の局へ分けられるという話。他の局はどうするのだと聞くと、各局は思い思いにその金を使うのだといわれるから、それは待ってくれ、従来の経験で分かっている、そんなものを各局に委せたら碌な使い方はしない、それは纏めて取って置いて貰いたい、特許局を新規に造るのだから頼むと、杉山局長が、この事は今日にも纏まる様な情勢であるので、そんな事でもありはせぬかと思って実は今迎えに来たのだ、よし心得た、という事であった。

その翌日、早速出勤して、次官の吉田清成氏に初めて面会して、口頭を以て外国視察の大要を陳べ、なおその時私が考えておった事を色々陳べた。即ち、特許法は米国の制度の如く審査主義を採用すべきであるという事、現在の商標及び専売特許の二条例はこれを改正して、同時に新たに意匠条例を制定するの必要なる事、特許局は特殊の建物を要するから特許局のため庁舎の新築を必要とする事及び審査官を養成する事、これ等が先ず差し当たり必要だと腹藏なく意見を陳べて、これについての次官の考慮を煩わしたいといったところ、頗（すこぶ）る不機嫌な態度で、とにかく至急復命書を出せ、復命書を見た上でなければ何とも意見を表明する訳に行かないという事であった。

それから私は、復命書の作成に取り掛かって、出勤せずに自宅で取り調べにかかった。数日の後に杉山会計局長が宅に来て、君は大体次官に何を言うたのだ、次官は、高橋はアメリカ人のように人の前に突き立て無遠慮に物を言う奴だと言っておられたという事を聞いた。

私は次官に面会した翌日から、特許局の人2、3名に毎日宅へ手伝いに来て貰って、復命書（視察録及び意見書）の作成に取り掛かり、翌年即ち明治20年の初めに出来上ってこれを次官の手許に差し出した。

今私の手許の書類を調べただけでは、復命書の本書の写しが見当たらないけれども、その復命書の材料になった視察録と意見書の草稿が見当たったから、その項目だけをここに列挙すれば、

視察録目次

第一、緒言

第二、米国専売特許法の沿革

第三、米国特許院歳入歳出（1885年分）（明治18年分）

第四、米国特許院において印刷発売する図書

第五、英国特許条例等の沿革

- 第六、英国特許局の組織
- 第七、英国特許発明品陳列所
- 第八、英国特許事務施行法
- 第九、英国特許局にて印刷して払い下げる図書
- 第十、フランスの発明特許及び商標登録の概況
- 第十一、フランスの秘法売薬に関する勅令
- 第十二、ドイツ帝国専売特許局の組織及びその現況
- 第十三、ドイツ帝国専売特許条例の得失
- 第十四、外国発明に関するドイツ帝国及び露国の条例に関する件
- 第十五、万国特許代願人組合長パタキー氏と談話したる要項

意見書目次

- 第一、専売特許条例、商標条例の改正及び意匠条例の制定を要する理由
- 第二、専売特許条例の名称を変更するの必要なる理由
- 第三、条例中「医薬」の文字を「売薬及びその製法」と改めるべき理由
- 第四、仮願法若しくは仮保護法を必要とせざる理由
- 第五、出願前二年以内の公用販売を許すべき理由
- 第六、特許証主をして特許以前よりその発明品を使用し来れる者に対しその使用を禁ずるの権利を得せしむべからざる理由
- 第七、外国輸入品の事
- 第八、特許証発付後に明細書の改正を許可するの不可なる理由
- 第九、審査上告及び抵触の事
- 第十、特許条例施行の責任ある当局者の判決に対し法廷に上告を許すべき理由
- 第十一、発明に関する書類を印刷するの必要なる理由
- 第十二、特許条例に掲載すべき要項
- 第十三、意匠保護の事
- 第十四、商標及び貼箋の事
- 第十五、登録商標主その商標を使用する際その商品の品質分量を偽りたる時はその専用権を失う事
- 第十六、輸入品に関する商標の事
- 第十七、願書等直ちに特許庁に呈出すべき事（これは従来皆地方庁を経て特許局に送ることになっている、これを直接提出することにした。）
- 第十八、特許局組織の事

以上、復命書に含まれたる目次の草稿は既に大概そろったが、意見書の最後の第十八にある特許局組織の事の草稿が未だ見当たらない。他の書類と一緒に混じって何処かにある

かも知れないが、あるいは視察録の中に諸国の組織を述べてあるため、これを意見書より省いたのかも知れない。とにかく他の残存書類を取り調べたらその事が一層明らかになると思う。

この復命書を作成して後、私は専ら特許局の事務の取扱振り及び特許局経費の増額を謀る工夫等に多忙を極めた。その初め、農商務省その他の局の不用だという人を俸給付のまま貰ってきて経費を増やしたのはよいが、その俸給付きのまま貰った人があまり役に立たなければ解職する事にした。それが分かって、もう特許局には人をやれぬというような事で、局の費用を増加するについては金がなくて随分苦しんだ。この時、意匠の保護をなるべく早くしたいと思い、それには結局、現在の専売特許条例に意匠の事を少し追加すれば目的を達するという事でその案を立てたが、その案は手許にあるが、政府に申し立ててそれが法律の改正になったかならないか明らかでない。

一方においては、商標条例及び特許条例の改正と同時に意匠条例を新設するという事を局議に定めて、省議を纏める事に大いに努力した。局員も皆一生懸命に働いてくれた。然るにこの時分の農商務省は、どういう訳か大臣の更迭が度々行われ、それがために全体の省務の運びが遅れがちになっていったのはやむを得ない。

例えば、明治18年12月、谷さんが大臣となり欧州巡視に出られると、不在中19年の3月西郷海軍大臣が兼務され、同年7月には山縣内務大臣が兼務され、20年の6月谷さんが帰朝して復職され、翌7月には土方久元さんが大臣となり、9月には黒田清隆さんが大臣になり、21年の4月には榎本通信大臣が兼任され、同年7月には井上馨さんが大臣となり、22年10月には岩村通俊さんが大臣となり、同年12月には陸奥宗光さんが大臣となられた。

特許局において新規に商標条例、特許条例、意匠条例の草案が出来上って省議も済んだ時分には黒田さんが農商務大臣で次官は花房さん、秘書官は小牧さんであった。出来上った三条案を内閣に上申しようとしてその手続に取り掛かってみたが、何分大臣は滅多に登省されない。だから大臣の前に行って遠慮なく話の出来る人に頼むより仕方がない。そこで或は小牧秘書官にしばしば頼んでみたり、或いはやむを得ず時には鈴木大亮君—これは黒田さんのお気に入りの人だった—にまでも頼んで、大臣に話して承認を得て貰うよう尽力方を委嘱したが中々捗らない。何故に承認を拒んでおられるのかその訳すらも私には分らない。

堪まりかねて花房次官に迫った。しかし花房さんと大臣には滅多に会わないのだから花房次官に迫るのは無理だという事は初めから分かっているが、しかし花房さんには、曾て専売免許取調べのためロンドンにおった時分に、丁度御夫妻で日本に帰り掛けで、ロンドンに立ち寄られ、而も園田御夫妻とは懇意な間柄で居られたので、自然私も格別花房御夫婦とは昵懇な間柄になっておった。だから、遂に堪まりかねて花房次官に話した訳であるが、しかし次官を責めても無理だという事は分かっておったから、どうか私を大臣に合わせるような機会を拵えて貰いたい。そう取り計らって戴ければ私が直接大臣に話をする

と言ったところ、私の気質もよく知っておられる花房次官は、君には実に気の毒だが、どうも君が今直接大臣に面会すれば喧嘩になってしまう事は明白である。そうなってはわざわざ事を破るようなものであるから、今暫く我慢して俺に任せてくれと、私のために非常に心配して親切に言われるから、その好意を謝して、宜しく頼むと言っておいたところ、花房次官は翌朝早速大臣を私邸に訪うた。然るに玄関払いを食って面会が出来なかった。そのすぐ後から小牧さんが行けば会われた。そういう事を聞いて花房さんには一層気の毒に感じた次第であります。

暫くして私は、大臣の承認しない理由を小牧さんの話で分った。それは、斯様な法律を新たに出せばこれに伴って沢山の金が要る事だから、先ず以て大蔵大臣の同意を得て来なければいけない。その同意がなければこんな案は出せないという意見である。分って見れば誠にごもつともな次第であるから、私は早速、松方大蔵大臣の所に行つて、従来からの一部始終の話をして、大蔵大臣の何分の援助と承諾を請うたところ、松方さんは快く承知して、斯様な有益な事に金を出すのは一向惜しまない、金を出す事を松方が承知したという事を黒田さんに申しなさいと言われた。そこで私は、非常に喜んで省に帰つて来て、その事を次官と小牧秘書官に話して、大臣に伝えて貰うように頼んだ。それから数日経て、久し振りに大臣が登省されたので、私は早速、回議案を持って大臣の所に行き、これをご承認願いますと言うと、大臣は直ちに印を押された。しかし、印を押しながら、印は押すが責任は持たぬよ、と言われた。

先ずこれで漸く内閣に上申する事を得たが、内閣では参事院において中々議論があつて、本会議に何時上るか分らない。

然るに都合の好い事には、その間に明治21年の4月、黒田さんが今度は内閣総理大臣になられて、榎本さんが農商務大臣になられ、而して榎本さんは省から出した三条例に大賛成でありましたから、私はこれを機会に参事院に向つて、これは前黒田農商務大臣が上申した案、即ち今の内閣総理大臣が出した案ではないか、これに向かつて何故あなた方は審議を進めないのかと迫つた。そのために漸く参事院において本式に審議を進められて、遂に目的を達する事が出来た。

新条例の旧条例と違つた点は色々ありますが、その経過中に困難を覚えた件の2、3をお話してみましよう。

一つは、将来特許局が自身の収入でその経費を賄い得るようになれば、これを全然独立の官衙（かんが）として政変等のため組織や人事について他から拘束を受けぬ様にする事が目標であつたが、初めからそう行かないから、先ず省外の局と為し、農商務省という肩書を取り除いた事であります。これは一つの難関であつた。また、特許局に納める手数料はすべて収入印紙をその願書に貼付する新例を開いた事、これに対しては大蔵省から反対があつた。その理由は印紙収入が不明であるというのであつた。しかし、手数料を取るのは明細に帳簿をとるから、これを大蔵省が調べれば直ぐ分かるということで、折合がついて解決したのであります。また、最も困難であつたのは、特許に関する争議は、特許局審

判所を置き審判を以て終結とする事とし裁判所へ持って行かれぬこととして、特許局長を審判長とした事でありました。これは大変議論が喧しくて、井上毅氏は表面法理論から不同意を唱えた。イギリスの如きは歴史も古く民間にもエキスパートがあるが、我が国では前例なく参考書もなく裁判官も全く新しく民間の参考人を喚ぶことも困難であることを色々説明し、ドイツの例などを持ち出した。而して、農商務大臣の監督の下にある奏任の局長が、大臣の発行する特許証の有効無効を最終的に決定するというものも変ではないか、ということだったが、これも致し方ないということになった。何故にこの制度を定めるにあたりて元老院にても参事院にても躊躇したかということに、これは省内にて議論があったところであったが、明治18年、即ち1885年頃には、欧州においても反対の議論があったのであります。近頃、世界大戦後にも、世界的打撃を受け生産過剰となり失業が多くなったのは発明のためだ、発明は不都合だ、機械や技術の進歩は有害である、という議論があったが、近頃はそういうことを謂う者はなくなった。また、発明は教育によるものではなくて天稟である、従って保護する必要はないではないか、という論もあり、実業家の方面は、発明があると機械の寿命が短くなる、普通15年位使用されるものが発明が頻繁にあると5年から7年位で改めなければならぬ、これは不経済であるということであった。しかし、既にアメリカの例を見ても、発明保護の有効なことは分かっているが、斯様な反対論が雑誌に掲載せられておったので、当時の外国の図書により疑惑を懐いていた人はあったと思う、これが特許制定の急に行かなかった訳であります。

この間に、米国特許院の極く小規模な形で我が特許局の庁舎を建てようとする計画をして、必要な室数と広さを調べその新築費を技師などについて調べてみると、12万円を要するという事である。その中8万円は前に述べた通り地所を売った代金が農商務省にあるから、4万円を大蔵省に承認して貰えばよい。それから早速、松方大蔵大臣の所に行ってその話をしたところ、松方さんは直ちに承認してくれた。そこでいよいよ新築に着手しようと思っていたが、大臣の代りなどで延々になり、明治21年、井上馨さんが農商務大臣の時に着手したのであります。

井上農商務大臣は、設計図を見て、これを一応コンドルに見せよという事であったので、工務省でコンドル先生ー工科大学の教師ーに見せて図面が決定した。更に、井上大臣が言われるには、この建築は経費が12万円という事になっているがその全部を新築に用いたら後で困る。こういう庁舎でも何でも、出来上った建物以外に周囲の囲いや何かに思わぬ金が要るものだから、この12万円の中1万円は取っておけ、請負者には11万円でこの図面通りの事を請け負わせて、その代りに11万円は全額を前渡しにしてやれ、そして請負には大倉組がよいからこれに請け負わせろと命ぜられた。而して大倉組に請け負わせたのであるが、会計の事は会計局で扱う事になったので、果して大倉組が11万円で請負って1万円は除いて後の用に足すようになったか、自分はそのままでは突きとめずじまっていたが、多分そうなのであろう。

新築に着手して私はこれから大いに特許庁の三条例によって発展を図ろうという決心で

おったところ、ペルー鉱山事件というものが持ち上った。これについては既に別の機会において話したこともある故、ここに詳しく述べる事を避けますが、唯摘んでいえば、日本側と外国人側と資本を出し合って共同の仕事をするについて、日本株主の代表として私が行かなければ新たに株主になる者も躊躇するというような関係から、これも国家のための仕事と考えて、やむを得ず農商務省を辞職し、明治22年の末にペルーに向って出発する事に致しました。

私は辞職願を出しましたところ、非職の恩命を蒙りました。後任としては奥田義人君を推薦しておきました。この時の大臣は岩村通俊さんで、奥田君には充分の信用を置かれていました。而して奥田君が特許局長になると程なく陸奥宗光さんが農商務大臣になり、23年の6月、農商務省の官制を改正して外局としてあった特許局を再び省中に置くことに官制を改正された。また、特許局の新築が築地に出来上ると、これを農商務本省として使用する事に改められたのです。今日、特許局の新庁舎が立派に竣工したのを見て、一層感慨深きものがあります。

私の思い出話はこの辺で止める事に致します。御清聴を謝します。